

第2章 笠松町総合戦略

1 笠松町総合戦略の概要

(1) 笠松町総合戦略の位置づけ

笠松町総合戦略は、まち・ひと・しごと創生の趣旨を踏まえ、笠松町が人口減少下でも、町民が生き生きと過ごすことができる社会を作り上げ、笠松町人口ビジョンで示した2060年の将来展望を実現するために取り組むべき施策や事業をまとめたものとして位置づけます。

また、笠松町総合戦略の策定にあたっては、「まち・ひと・しごと創生法」第10条の規定により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や岐阜県の「清流の国ぎふ」創生総合戦略」を勘案しながら、笠松町の強みを活かした実効性の高い戦略とします。

なお、笠松町は平成23年度から平成32年度における行政運営の最上位計画である「笠松町第5次総合計画」を策定していることから、笠松町総合戦略の策定においては、笠松町第5次総合計画における基本構想を踏まえながら、平成23年度から平成27年度における前期基本計画の総括を行い、平成28年度以降の後期基本計画策定にかかる礎として位置づけます。

このように、「笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「笠松町第5次総合計画」は密接な関係があることから、次期「笠松町総合戦略」と「笠松町第6次総合計画」の開始年度を合わせ、より実効性のある計画とするために、この「笠松町総合戦略」については計画期間を1年間延長し、令和2年度までの計画とします。

(2) 笠松町人口ビジョンの対象期間

笠松町総合戦略の対象期間は、平成27年度から令和2年度までの6年間とします。

なお、施策や事業の実施状況や効果検証のほか、社会経済環境の変化、国や県の政策等も踏まえ、適宜見直しを図ります。